平成２９年（フ）第１６５７号
横浜市南区井土ケ谷下町215番地１　井土ケ谷東団地２号棟1308号室
債務者　鈴木　信哉
１　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
５　免責審尋期日　平成29年11月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６９５号
横浜市瀬谷区相沢１丁目１番地５　ＷＥＬＬ202、住民票上の住所横浜市瀬谷区相沢４丁目10番地１　クボタハイツ101
債務者　三田幸二郎
１　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
５　免責審尋期日　平成29年11月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８７３号
横浜市中区山下町27番地プロシード山下公園ザ・タワー1309号室、住民票上の住所横浜市中区本牧町２丁目607番地22
債務者　林　　雅彦
１　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
５　免責審尋期日　平成29年11月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８９９号
神奈川県綾瀬市深谷上６丁目25番26号　コーポラス23Ｂ－207
債務者　竹内　正治
１　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
５　免責審尋期日　平成29年11月22日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第６６７号
神奈川県平塚市花水台33番27号明智ビル２Ｆ
破産者　有限会社湘栄
１　決定年月日　平成29年８月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１７６７号
埼玉県川口市大字安行原1795番地の14
破産者　ダイヤモンド・ガーデン株式会社
１　決定年月日　平成29年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５８４号
埼玉県北足立郡伊奈町小針内宿薬師堂根1186―１
破産者　株式会社のぞみ交通
１　決定年月日　平成29年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４６号
神奈川県横浜市中区海岸通４丁目20番２－303号
破産者　株式会社アルテックス
１　決定年月日　平成29年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第６０９号
札幌市北区新琴似町781番地６
破産者　株式会社アサノエンジニアリング
１　決定年月日　平成29年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３６８号
仙台市青葉区堤町２丁目９番26号
破産者　株式会社スウィートボックス
１　決定年月日　平成29年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１５号
秋田県能代市向能代字上野125番地の１
破産者　株式会社庄内製材所
１　決定年月日　平成29年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２８年（フ）第６１号
秋田県山本郡八峰町峰浜沼田字上釜谷１番地の４
破産者　森田建設株式会社
１　決定年月日　平成29年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第４８８号
埼玉県狭山市大字南入曽498番地２
破産者　株式会社双葉建設
１　決定年月日　平成29年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１５６号
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田1476番地１
破産者　株式会社さいわ
１　決定年月日　平成29年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１５９号
埼玉県所沢市御幸町６番19号
破産者　朝日エルニック株式会社
１　決定年月日　平成29年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１２号
埼玉県東松山市松山町２丁目７番７号
破産者　株式会社サルーン
１　決定年月日　平成29年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１３２号
千葉県佐倉市新町203番地１　メゾン新町203号室
破産者　吉田　裕志
１　決定年月日　平成29年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第２５４号
千葉県八街市文違59番地146
破産者　岡川　正樹
１　決定年月日　平成29年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１３６号
千葉県成田市本町593番地２の１
破産者　諸岡　正浩
１　決定年月日　平成29年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部